仙北市出会いのきっかけ応援イベント補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、未婚化・晩婚化対策を進めるため、出会いのきっかけづくりを応援するイベントを市内で実施する団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。交付に関しては、仙北市補助金等交付規則（平成１７年９月２０日規則第３９条）に定めるもののほか、必要な事項をこの要綱に定める。

（補助対象団体）

第２条　補助金の交付の対象とする団体は、市内に事務所及び活動場所を有する団体とする。ただし、次に掲げる団体を除く。

（１）営利を目的として出会い支援事業を営む団体

（２）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体

（３）政治活動や宗教上の教義を広める活動を主たる目的とする団体

（４）前各号に掲げているもののほか、市長が適当でないと認める団体

（補助対象事業）

第３条　補助金の交付対象とする事業は、男女の健全な出会いの機会を提供する事業又は異性とのコミュニケーション能力の向上に資する事業、結婚へのきっかけづくりを支援する事業であって、次に掲げる各号のいずれにも該当するものとする。

（１）１８歳以上の独身男女を対象とした事業であること。

（２）市内在住者及び市内企業勤務者が参加者全体の半数以上であること。

（３）事業の実施場所は、仙北市内とすること。ただし、事業遂行上やむを得ない理由があると認める場合はこの限りでない。

２　前項の規定に関わらず、当該事業が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、補助対象事業としないものとする。

（１）他の市補助金等の交付を受ける事業

（２）その他市長が適当でないと認める事業

（補助対象経費）

第４条　補助対象経費は、別表１に掲げるものとし、備品購入費及び食糧費は対象外とする。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、補助対象経費の１０分の１０とし、１団体につき年度限度額を１０万円とする。

２　前項の規定により算出した額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付に関する手続）

第６条　補助金の交付に関する手続は、仙北市補助金等交付規則（平成１７年９月２０日規則第３９条）に定めるところによる。

（申請書等の添付書類）

第７条　補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

（１）事業計画書（様式第１号）

（２）収支計画書（様式第２号）

２　補助事業等変更申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

（１）変更事業計画書（様式第１号）

（２）変更収支計画書（様式第２号）

３　補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

（１）事業実施書（様式第１号）

（２）収支決算書（様式第２号）

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

別表１（第４条関係）

補助対象経費	内容
報償費	講師等謝金
旅費	講師等旅費
消耗品費	事業に使用する消耗品費
印刷製本費	チラシ、ポスター及びパンフレット等の印刷費
通信運搬費	郵便料等
広告料	新聞・テレビ・ラジオ等による広告料
手数料	振込手数料等
保険料	事業実施にかかる保険料
委託料	チラシ等の作成、会場設営等
使用料及び賃借料	会場、機材等の借上料等の経費
その他	市長が必要と認める費用